

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和6年8月26日（月曜日）

午後1時30分から午後3時6分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（1）令和6年第3回（9月）定例会 upper程議案等について

①令和6年度土浦市一般会計補正予算（第2回）（案）について

②令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）（案）について

③土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正（案）について

④土浦市勤労青少年ホーム条例の廃止（案）について

⑤土浦市手数料条例の一部改正（案）について

⑥市道の路線の認定及び廃止（案）について

⑦令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

⑧専決処分の報告について（和解）

⑨専決処分の報告について（和解）

（2）報告事項

⑩入札案件について

（3）その他

⑪工事発注状況報告について

⑫第5期「土浦ブランド認定品」の募集について

⑬デジタル田園都市国家構想交付金事業について

⑭土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施について

⑮本郷道踏切の拡幅工事について

4 その他

⑯「土浦市公共施設等再編・再配置計画」に係る進捗状況等について

5 閉会

出席委員（7名）

委員長 平石 勝司
副委員長 今野 貴子
委員 竹内 裕
委員 寺内 充
委員 海老原 一郎
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明
委員 吉田 直起

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（16名）

産業経済部長	塚本 隆行	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	坂本 直親	都市計画課長	鈴木 孝昌
都市整備課長	福澄 雄祐	施設・公園管理課長	中島 賢市
建築指導課長	齋藤 仁志	道路管理課長	滝田 昌暁
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	三浦 誠
下水道課長	室町 和徳	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	岡田 将之	行政経営課長	天貝 健一

傍聴者0名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。資料は、サイドブックスの「産業建設委員会」「令和6年」「8月26日開催」をお開きください。執行部の皆様は、説明の際にページ数もお願いします。また、委員及び執行部の皆様は、会議録作成のため、発言の際にマイクの使用をお願いいたします。それでは、（1）令和6年第3回定例会 upper程議案等について、①令和6年度土浦市一般会計補正予算（第2回）（案）について、執行部から順次、説明をお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。ページは2ページをお願いいたします。

わくわく茨城生活実現事業費補助金返還金について、御説明いたします。まずは上の箱を御覧ください。本市では令和元年度から、東京圏からの移住者に対して、移住支援金を交付しておりますが、説明欄に記載のとおり、支援金を受けた者が、3年未満で本市より転出したため、世帯分として交付した100万円全額を返還していただくことになりましたので、それに対応するための歳入予算の補正でございます。本市では不正受給を防止する観点から、受給された方の追跡調査を行っており、今回の転出が判明したものでございます。交付要件として、5年以上住み続けることとしておりまして、3年未満で転出した場合は全額、3年以上5年未満の場合は半額を返還していただくことになっております。また、下の箱は説明欄の下段に記載のとおり、国からの補助金が2分の1、県の補助が4分の1入っておりますので、75万円を返還するための歳出予算の補正でございます。説明は以上です。

○岡田農業委員会事務局長 農業委員会です。私のほうでは3ページを御覧いただきたいと思います。機構集積協力金返還金についての説明をさせていただきます。まず上の段、歳入につきましては、22款雑収入となりまして、予算額は50万円となります。内容としましては、箱の右側の説明記載のとおり、平成28年度に農家が受けた交付金について、交付要件に合致しなくなったことから、市を通して国への返還を行うものでございます。つづきまして、下段の歳出でございますが、5款1目農業委員会費における機構集積支援事業の返還金となります。予算額は歳入と同額の50万円となりまして、内容につきましては、恐れ入りますが、4ページを御覧いただければと思います。4ページ、2番の内容の交付要件にございますように、農業をリタイアして、農地を10年間、県の中間管理機構に貸付けすることを条件にしまして、交付金を受けているところですが、その下「返還事由」に記載のとおり、途中で解約して売買を行うといったことから、交付要件に合致しなくなりまして、交付金の返還義務が生じたものとなります。返還の対象者、経緯、見込額等につきましては、記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。5ページをお願いいたします。今回補正予算(案)を提出しておりますのは、建築物耐震化推進事業になります。耐震診断士派遣事業について、当初予算の10件分に対しまして、20件の申し込みがあったことから、不足する10件分について、予算の補正を行うというものです。まず上の枠歳入ですけれども、耐震診断士派遣に係る費用を1件当たり8万8,000円になりますが、そのうち国庫交付金につきましては、事業費の2分の1ということで4万4,000円。その10件分で44万円。

県補助金につきましては、1件当たり事業費の4分の1ということで、2万2,000円の10件分で22万円をそれぞれ増額補正するというものです。下の枠、歳出についてですが、耐震診断士派遣に係る10件分の費用88万円を増額補正するというものでございます。説明は以上です。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。引き続き御説明いたします。6ページをお願いいたします。一般会計歳出の補正でございます。事業名、急傾斜地崩壊対策事業の18節負担金補助及び交付金におきまして、50万円の増額補正をお願いするものでございます。恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。こちらの事業は、茨城県が事業主体となり東真鍋地区、木田余地区の急傾斜地崩壊防止工事を実施しているところですが、木田余地区において工事費が500万円の増額となり、1,500万円に確定したため、その増額分の補正をお願いするものです。なお、負担割合でございますが、国が45パーセント、県が45パーセント、土浦市が10パーセントとなっております。説明は以上でございます。

○**平石委員長** ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

○**竹内委員** 沼尻課長にお聞きしますけれど、3年以内に出て行ってしまったから、100万円返してくれと。こういう事例は今までも何件もあったの。

○**沼尻商工観光課長** 今回の件が初めてでございます。

○**平石委員長** そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**平石委員長** つづいて、②令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)(案)について、説明をお願いいたします。

○**中島公園施設管理課長** 公園・施設管理課でございます。それでは、お戻りいただきまして、産業建設委員会資料の②をお願いいたします。令和6年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)(案)について、お願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。駐車場事業特別会計の歳入におきましては、1行目繰越金は、昨年度の決算剰余金の計上となります。2行目雑入は、コロナ禍からの回復に伴います駐車場利用料金の増による駐車場指定管理者納付金3,179万7,000円の増額補正となります。また、3行目利子及び配当金につきましては、基金運用利子の増額補正となっております。つづきまして、下のボックスになります。歳出におきましては、1行目工事請負費は、駅西駐車場の外壁改修工事費3,334万3,000円の増額補正となりまして、詳細はこの後に御説明させていた

できます。2行目積立金及び3行目の繰出金は、財政調整基金への積立金及び一般会計への繰出金の増額補正をお願いするものです。つづきまして、3ページをお願いいたします。今回、駅西駐車場の老朽化に伴い外壁の塗装の一部が剥離したものです。右の写真の赤丸部分が、塗装が剥離したもので、今回、写真左の桜町側の外壁改修工事費として増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

○下村委員 これは桜町側のほうの外壁は見ていなかったから、補正にするということなのですか。

○中島公園・施設管理課長 この駅西駐車場を開設して、30年弱が経ちます。そういった中で、来年度にこの外壁改修工事というのを計画しておりましたが、こういった劣化が進んだということで、今回桜町側を先行してやらせていただくというものでございます。あと、ここの要件としましては、反対側がJRの用地に係るということで、大分協議に時間が要するだろうと想定しております。そういったことから、安全面を考えまして、この面を今年先行して施工させていただきたいという内容になっております。以上です。

○下村委員 東側はJRとの交渉は当然あるのだろうと思うんです、線路だから。それはそれで仕方がないのだけれど、そのJR側のほうを進めるのが少し遅れるから、西面のほうを先行してやりたいということによろしいですか。

○中島公園施設管理課長 おっしゃるとおりです。あともう一つの理由としましては、このJR側と側面につきましては、特に駐車場の入口につきましては、一階の下に屋根というのか、それがあまして、剥離した時のリスクが、この桜町側が通路、車道ということがあって、こちらを先行させていただきたいという内容になっております。以上です。

○下村委員 もう一つ、この外壁に土浦市のイメージアップの何かいろいろなものを書けないのですかというお願いです。

○中島公園施設管理課長 先日の委員会でも御案内いただきまして、いろいろ広告とか、そういった事業者を探してるところもございますので、継続して検討させていただきたいと思っております。以上です。

○平石委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、③土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正(案)につい

て、説明をお願いいたします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。資料2ページをお願いいたします。今回の条例改正は、条例が引用する法律の番号、改正の理由に記載のとおり、産業競争力強化法が改正されまして、条項ずれが生じるため、それに伴います文言の整理と条項ずれを改正するものでございます。資料の4ページをお願いいたします。改正前が箱の真ん中、改正後が左側でございます。まず下線部分への文言の追加と、それから5ページをお願いいたします。改正前の第2条の第20項を第2条21項に、それから、同条の第21項を第22項に。今回の改正は条項ずれを改めるものでして、条例の内容には変更ございません。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、④土浦市勤労青少年ホーム条例の廃止(案)について、説明をお願いいたします

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。2ページをお願いいたします。土浦市勤労青少年ホームにつきましては、土浦市公共施設等再編・再配置計画に基づきまして、令和6年度をもって閉館することになりましたので、条例を廃止するものでございます。閉館につきましては、ホームを利用していた団体様等に、丁寧な事前説明を行いましたので、御了解をいただいているところでございます。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑤土浦市手数料条例の一部改正(案)について、説明をお願いいたします。

○齋藤建築指導課長 建築指導課でございます。資料の5番をお願いいたします。2ページをお願いいたします。今回の手数料条例改正(案)につきましてはですが、法令の改正に伴う条項ずれを整理するものとなります。まず1の条例改正の理由ですが、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正」と「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定によりまして、いわゆる建築物省エネ法、それから建築基準法の一部が改正されることとなります。この改正されたことによる条項ずれを反映するというものになります。

す。つぎに、2の条例改正の概要ですが、まず建築物省エネ法の改正につきましては、これまで300平方メートル以上の建築物のうち、非住宅については省エネ基準の適合義務があり、住宅については届出が必要ということになってございました。これが改正になりまして、原則全ての住宅建物について、省エネの基準適合が義務づけられるということになります。これに伴いまして、発生する法律の条項ずれを手数料条例に反映するというものです。②の建築基準法の一部改正についてですが、国や都道府県、建築主事を置く市町村の建物を建築する際や検査を行う際は、例えば土浦市内であれば、特定行政庁である土浦市の建築主事に計画を通知する必要がありましたが、これが今回の改正で建築主事に変更しまして、民間の検査機関でも行えるようになるというものでございます。これに伴いまして、基準法の条ずれが発生することから、それを手数料条例にも反映するというものでございます。3の施行日についてですが、①の建築物省エネ法に係るものにつきましては、令和7年の4月1日から。建築基準法に係るものにつきましては、令和6年6月19日の公布の日から起算して6月を超えない範囲内で、政令で定める日となっております。それぞれの法令の施行に合わせて施行するということになってございます。3ページから4ページが案分、5ページから95ページが新旧対照表になります。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑥市道の路線の認定及び廃止(案)について、説明をお願いいたします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑥市道の路線の認定及び廃止(案)についてお願いいたします。2ページをお願いいたします。今回は市道の認定が2路線。廃止が1路線でございます。位置図で御説明いたしますので5ページをお願いいたします。中都38号線は都和小学校の北側に位置しております。この路線は開発行為を日本都市開発株式会社が行い、寄付により延長33.3メートル、幅員8.21から15.46メートルを市道に認定するものでございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。真鍋四丁目14号線は土浦第二中学校の北側に位置しております。この路線は、開発行為を香陵住販株式会社が行い、寄付により延長73.42メートル、幅員6.01メートルから9.01メートルを市道に認定するものでございます。つづきまして、8ページをお願いいたします。市道廃止路線の並木四丁目7号線は土浦北

インターの南側に位置しております。延長71.65メートルの市道を隣接土地所有者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、道路としての機能がなく、払下げに支障がございませんので、市道の認定を廃止するものでございます。以上、市道の認定、廃止につきまして、お願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑦令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、説明をお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課です。資料の2ページをお願いいたします。土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合におきましては、平成23年度から施行してまいりました事業が完了いたしまして、両市の議決を経て、令和6年3月31日に解散となりました。つきましては、令和5年度の決算、こちらの認定を両市議会に提出するものでございます。事業の概要でございます。こちら地区面積2.2ヘクタール、施工期間が平成24年から令和5年度までです。総事業費は約56億円となっております。決算の概要でございますが、歳入総額が3億2,238万5,000円。歳出総額が2億5,694万1,000円。差引き6,544万4,000円が残金となります。こちらについては、決算の認定後、かすみがうら市分については、返還をする予定となっております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑧専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会資料の⑧専決処分の報告について(和解)をお願いいたします。2ページをお願いいたします。こちらは公園管理損害賠償の和解案件となります。本年6月9日午前11時、神立公園の駐車場におきまして、駐車中の車両に樹木の枝が落ち、車両を傷つけてしまったものです。市は、相手方に22万8,679円を支払い、和解するものです。3ページをお願いいたします。こちらが位置図となります。つづきまして、4ページをお願いいたします。写真の上が現場の写真となりまして、右の写真の左側が車両と接触しましたヒマラヤスギの枝となります。右側が車両の傷の状況となっております。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑨専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑨専決処分の報告についてお願いいたします。2ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和6年4月8日午後8時半。小町の館の東側、土浦市小野1, 446番地先において、発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車で走行中、道路の穴に右後ろタイヤが落ち、損傷したものでございます。和解の概要ですが、土浦市が相手方に対し、損害額5万4,045円を支払うことにより、和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3ページが位置図でございます。4ページをお願いいたします。現場状況の写真でございます。原因となった箇所ですが、直ちに、補修工事を実施しております。このような穴などを発見するために職員が道路パトロールを実施し、補修しておりますが、同じ場所を繰返し補修している箇所につきましては、計画的に舗装打換えを行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。5ページが被害状況の写真でございます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、(2)報告事項でございます。⑩入札案件につきまして、順次、説明をお願いいたします。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。資料⑩の2ページをお願いいたします。「農整工県単第6号西真鍋地区排水路整備工事」になります。延長54メートルの素掘り水路に排水フリームの既製品を布設する工事内容になります。価格、工期については、資料記載のとおりです。説明は以上となります。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。こちらにつきましては、土浦市駅東駐車場移動式粉末消火設備等塗装工事となります。こちらは、駅東駐車場の消火設備、火災報知器などのボックス部分の塗装工事となります。説明は以上となります。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。道路管理課の入札案件につきましては、6件で全て舗装打換え工事でございます。4ページをお願いいたし

ます。「国補道管道維工第1号市道I級3号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、東中貫町でコカ・コーラの南側となります。舗装面積は1,020平方メートルでございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。

「道管道舗工第1号市道東中貫3号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、東中貫町で同じコカ・コーラの西側となります。舗装面積は900平方メートルでございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。「道管道舗工第2号及び道管道維工第126号市道新治北753号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、本郷で本郷コミュニティセンターの南側となります。舗装面積は1,520平方メートルでございます。つづきまして、7ページをお願いいたします。「道管道舗工第3号及び道管道維工第128号市道中59号線舗装打換工事」でございます。下の概要欄の号線が抜けており、申し訳ございません。工事場所ですが、中村東2丁目で市営中村住宅の東側となります。舗装面積は842平方メートルでございます。8ページをお願いいたします。

「道管道維工第122号市道神立東一丁目2号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、神立東一丁目で神立駅の東側となります。舗装面積は1,490平方メートルでございます。9ページをお願いいたします。「道管道維工第127号市道新治II級13号線舗装打換工事」でございます。工事場所は、田宮で小高生活改善センターの南側となります。舗装面積は1,140平方メートルでございます。以上でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。道路建設課の入札案件は、3件でございます。10ページをお願いいたします。「市道中高津二丁目3号線改良工事」でございます。工事の場所は、下高津小学校の南側でございます。工事概要としましては、延長97.5メートル区間におきまして、現況幅員約2.7メートルの道路を、計画幅員4.0メートルから5.5メートルに拡幅改良するものです。道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。11ページをお願いいたします。「市道小松一丁目31・32号線基礎調査委託」でございます。委託の場所につきましては、千鳥ヶ池の北東側でございます。委託概要としましては、延長350メートルの区間におきまして、現況幅員約5.5メートルを、計画幅員6.0メートルに拡幅改良するための測量調査でございます。12ページをお願いいたします。「市道新治南157号線基礎調査委託」でございます。委託の場所につきましては、藤沢小学校跡地の南側でございます。委託概要といたしましては、延長170メートルの区間におきまして、現況幅員約3.0メートルを、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための測量調査でございます。道路建設課の案件は以上でございます。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、13ページをお願いいたします。住宅営繕課からは、市営住宅の長寿命化に係る3件の改修工事について御説明いたします。まず「土住第1号都和テラス住宅（23号棟～31号棟）外壁改修工事」でございます。この工事につきましては、昨年引き続き、劣化が進む都和テラス住宅の外壁について、塗装工事を行うものでございます。なお都和テラス住宅の外壁改修につきましては、今年が3年目で、この工事により完成となります。次のページをお願いいたします。つづきまして、「土住第2号都和（中耐）住宅1号棟屋上防水・外壁改修工事」でございます。この工事につきましても、老朽化により劣化が進む都和中耐住宅1号棟の屋上防水及び外壁塗装工事を実施するものでございます。15ページをお願いいたします。「土住第3号神立住宅給水管改修工事」をお願いいたします。この工事につきましては、1号棟及び2号棟合わせて64戸中、建築当時の給水管を使用してます41戸について、更新工事を行うものでございます。工事の内容といたしましては、各棟の共用部分及び各部屋の量水器から蛇口までの交換を行うものでございます。説明は以上となります。

○室町下水道課長 つづきまして、下水道課でございます。16ページをお願いいたします。下水道課では7件ございます。8月29日執行の一般競争入札案件「市単都下委第1号荒川沖都市下水路実施設計委託」でございます。これにつきましては、中村南四丁目の学園東大通り付近で、大雨時に道路冠水が発生していることから、昨年度、基本設計の委託の補正予算をいただきまして、今回実績を行うものでございまして、既存の都市下水路の対策工事を行うための実施設計委託でございます。具体的な内容としましては、東大通りを横断する都市下水路と県道部に埋設されている雨水管が交わる下流部で、流下能力の不足が見られることから、既存水路の断面を深くして、大雨時には雨水を一時的に貯留出来るようにし、溜まった雨水については、マンホールポンプ形式で、強制排水する仕組みとしてるものでございます。つづきまして、17ページをお願いいたします。「国補公下第1号右靱第二処理分区公共下水道（污水）工事」でございます。この工事は、右靱地内の下水道の未整備箇所には污水管を布設する工事で、工事内容につきましては、口径200ミリメートルの污水管を、137メートル布設する工事でございます。つづきまして、18ページをお願いいたします。「市単公下第3号荒川沖第二処理分区公共下水道（污水）工事」でございます。この工事は、先ほどの工事と同様に、乙戸地内の下水道の未整備箇所には污水管を布設する工事でございます。つづきまして、19ページをお願いいたします。「市単公下第1号田村第一処理分区公共下水道（污水）工事」

でございます。この工事も同様に汚水管を布設する工事でございます。つづきまして、20ページをお願いいたします。「市単公下第2号田村第一処理分区公共下水道（汚水）工事」でございます。この工事も、同様に、沖宿町地内の下水道の未整備箇所にも汚水管を布設する工事でございます。つづきまして、21ページをお願いいたします。「国補公下（雨水）第1号木田余ポンプ場機械設備工事」でございます。現在、この木田余ポンプ場に流入することになる木田余1号雨水幹線の整備が進んでいることから、雨水幹線の整備完了に合わせるため、今年度から継続費の予算をいただいて3か年の計画で、ポンプ施設2基の増設工事を行うものでございます。また、ポンプの増設に合わせて、それに付随する流入ゲート、除塵機の設置も行うものでございます。つづきまして、22ページをお願いいたします。「国補公下（雨水）第2号木田余ポンプ場電気設備工事」でございます。この工事は、只今御説明しました、木田余ポンプ場のポンプ施設2基の増設工事に伴う電気設備の設置を行う工事でございます。この工事につきましても、3か年の計画での整備を予定しております。下水道課からは、以上でございます。

○和田水道課長 水道課でございます。同じく23ページをお願いいたします。「水工配更工第2号文京町地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、土浦第二高等学校の南側箇所における、老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリメートルから75ミリメートルの配水管を、164メートル区間更新する工事でございます。つづきまして、24ページをお願いいたします。「水工配更工第3号桜町四丁目地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、桜川ポンプ場の北側付近における、老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径75ミリメートルの配水管を、194メートル区間更新する工事でございます。つづきまして、25ページをお願いいたします。「水工配更工第4号千束町地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、桜川の土浦橋北側付近における、老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径50ミリメートルから75ミリメートルの配水管を、146.5メートル区間更新する工事でございます。つづきまして、26ページをお願いいたします。「水工配更工第5号乙戸地内配水管布設替工事」でございます。この工事は、乙戸小学校の北側付近における、老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、口径100ミリメートルから300ミリメートルの配水管を、107.3メートル区間更新する工事でございます。水道課は、以上4件でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

○竹内委員 下水道ですが、テレビやいろいろなニュース見てると、マンホールの蓋が吹っ飛んでいったというのがありますが、土浦市にもそういうような場所、そういう例はあるのですかね。ないと思うのですけれどね。

○室町下水道課長 マンホールが浮き上がるというのは、雨水を除去する地域でございまして、土浦市の場合は旧市街地が該当地域になっていまして、177ヘクタール。そちらは雨水排除することになっていまして、想定以上の雨が降った場合、内水氾濫ってことで、場合によっては、吹き上がるような形があります。マンホールの蓋につきましては、古いタイプなどは、鍵が付いていないので、吹き上がる場合がありますが、今新しい蓋のタイプに切り替えていますので、圧力が抜けるような形で、水が噴き出すことはありますけれども、蓋が飛ぶようなことはない形で、今蓋の交換等は進めてるところでございまして。

○平石委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、(3) その他でございまして。⑪工事発注状況報告については、説明を省略しますので、後ほど資料を御覧いただきますようお願いいたします。つぎに、⑫第5期「土浦ブランド認定品」の募集について、説明をお願いいたします。

○坂本農林水産課長 農林水産課です。資料⑫の2ページをお願いいたします。農林水産課からは、第5期土浦ブランド認定品の募集についてのお知らせとなります。平成29年から開始となり、今回で第5期の募集となります。事業概要、募集期間については、記載のとおりとなっております。認定対象品となりますが、農林水産物やその加工食品であって、市内で購入または飲食が可能であり、かつ、土浦市内で生産、製造または加工されたものであること、土浦市産の農林水産物を主な原材料としたものであることが対象となります。応募資格につきましては、対象品の生産、製造、加工または販売を自ら行う方であって、原則として、市内に事業所を有することとしております。認定期間についてですが、第4期までは、認定期間は2年としておりましたが、先日のブランドの協議会の総会で、市側としましても、事業者側としても、2年というのは、かなりスケジュールがタイトになりますので、今後は3年でやりたいということで、3年間の任期で決定しました。今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりであります。発表は今年の12月中旬以降を予定しております。御参考までに、既存の認定品数は38品目ありますが、今回12月で切れますの

で、新たに受けたい方はもう一度、再度募集に応募していただくような形になります。農林水産課からは以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございますか。

○下村委員 認定品になったときのPRっていうのは、どのような形でやってもらっているのか教えてください。

○坂本農林水産課長 まず冊子を作成いたします。その冊子は、イベントや窓口、様々なキャンペーン等で配布しております。また、市のホームページやSNSのほうで周知しております。さらに、この38の業者に、例えば産業祭やかすみがうらマラソン等のイベントの際には、出演を呼びかけておまして、一緒になってPRしているような状況になります。

○今野副委員長 ブランド認定品ですけれども、事業者はどういったことが出来るのですか。例えば、シールというか、ロゴみたいなものが、市で発行している共通なロゴとかがあって、それでシールを貼れるとか、幟を立てられるとか、あとほかに何かメリットというのは、どのようなものがあるのか具体的に教えてください。

○坂本農林水産課長 副委員長からお話あったように、こういったブランドマークですが、これを認定品のほうにシールとして提供しますので、貼っていただくことができます。それと、幟をお店の方に立てていただいて、品物とお店のほうを併せて、PRしていただいております。どのようなメリットがあるかといいますと、様々なことで売れるようなPRをしているのが、市の役目であります。売っていただく努力というのはその事業者にお願いしているような状況にはなるのですが、例えばイオンのキャンペーンとかでも、ブランドの幟を立てていただいて、積極的に販売をしていただく店舗もありますが、今までの課題としましては、せっかく認定品をこちらで募集しましても、参加してくれないような店舗もかなり多くなっていますので、今回の申請につきましては、その辺も審査項目として考えてまいりたいと思います。以上となります。

○今野副委員長 土浦をアピールするためには、非常に有効な手段の1つであると思うので、何かほかのイベントとのコラボや、あとロゴマークとか、文言とかちょっとバズるような何か、はじける感じで、やっていただければと思います。よろしくお祈りします。

○坂本農林水産課長 いろいろ工夫を図ってまいりたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○寺内委員 この土浦ブランドは、ふるさと納税の返礼品にもなれるわけだよ

ね。それで、土浦のつけ麺、龍介が今度ふるさと納税の返礼品だということで、当然そういうお客さんがたくさん集まってくれる所がふるさと納税返礼品になってくれれば、ある程度ふるさと納税も上がるんだと思うのだけれど、やはりそういうやつも土浦のブランド商品の中に入っていないと。例えばふるさと納税のやつはふるさと納税だよ、ブランド品はブランド品でとかではなくて、一体化して土浦市のほうでも宣伝するようにしてやったほうが良いのかなと思います。私はこの土浦ブランドの中に入っていて、返礼品になっているのかと思ったら、全然まだそうになっていませんという話なので。やっぱり、列を作って、並んでいるものが返礼品になっているのなら、ふるさと納税だということになると思います。ふるさと納税は納税課か。農林水産課と納税課と横の連絡が取れなければ、全然PRにならないわけだから、そういうことでやってもらったほうが良いのかなと思うので、後で納税課とそういう話をしてください。

○坂本農林水産課長 貴重な御意見ありがとうございます。納税課のほうと調整してまいりたいと思います。

○海老原委員 今回の土浦ブランドは農林水産課なのだけれど、農林水産課ではなくて、例えば工業団地とかもあるので、そっちのほうは全然考えていないのかな。工業製品のブランド認定品は完全に考えていないの。

○沼尻商工観光課長 工業製品については、特に考えてはおりません。

○海老原委員 これから考えるのかな。塚本部長。

○塚本産業経済部長 まずは、土浦ブランドというものを認知していただくという走りの段階でして、事業者もブランドに認定すれば、どれだけのメリットがあるというのが、今のところ見えてきていない状況です。そういったものをきちんと確立した上で、要は事業者が土浦ブランドに認定していただきたいと思っていただけるようなメリット、インセンティブが持てるようなものを確立することがまず先なのか。それで、そのほかに海老原委員からありましたように、その土浦独自の生産ですよね。工業製品や例えば職人技とかそういうものも一つブランドになってくるとは思いますが、まずはそこを広げる前に土浦ブランドというものを、まず確立させていきたいなというところ。ブランドを確立した後に、農林水産物であったり工業であったり、それからそういう技術、そういったものに広がっていければと考えているところです。

○平石委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑬デジタル田園都市国家構想交付金事業について、説明をお願いいたします。

○鈴木都市計画課長 資料⑬をお願いいたします。こちらの事業につきましては、6月議会においても報告をいたしました。土浦市、つくば市、下妻市、牛久市の4市で行う自治体版のライドシェアの実証実験となります。前回の報告後から運行内容等につきまして、協議を重ねてまいりまして、まだ確定ではありませんが、進展がありましたので報告いたします。資料2ページをお願いいたします。こちらは概要となりますので、前回報告したものの振返りとなりますが、一種免許ドライバー、普通免許の人ですね。そういった方の募集、育成、運行等をワンストップで行いますドライバーバンクを構築しまして、ドライバーバンクと配車アプリを組み合わせた、自家用有償旅客運送によりまして、行政区域を超えた移動ニーズに対応しようという実証事業となります。そして、今回御報告したいところが5ページとなります。5ページをお願いいたします。運行エリア、運行条件について説明いたします。図に示してありますとおり、運行エリアにつきましては、下高津小学校区及び東小学校区の一部となるかと思えます。また、行政区域を超えた移動ニーズに対応するという観点から、桜ニュータウンをはじめとした、つくば市下広岡の一部もエリアとしております。移動につきましては、エリア内に乗降ポイントを設けるほか、エリア外にも限定で指定乗降ポイントを設け、エリア内の移動またはエリア内から指定乗降ポイント、今回図に示してあります4か所を想定しておりますが、TXのつくば駅、あとは学園並木、ジョイフル本田、県南病院ですね、この指定乗降ポイントの移動を可能としております。運行時間につきましては、バスの事業者及び地元タクシー事業者との競合を極力避けるため、各事業者と協議をいたしまして、平日と土曜日については6時から8時までと、こちらすいません16時となっておりますが、タクシー会社と話し合いをした結果17時からとなりました。17時から21時までとし、日曜・祝日については、6時から21時までの通しで行う予定となっております。料金は1回600円で、のりあいタクシー土浦と同じ料金を設定しております。今後の予定でございますが、7ページをお願いいたします。表の上のほう、赤文字で記載してありますとおり、10月からドライバーの募集を始めまして、そこから教育等を始めて、運行開始は1月を予定しております。今後内容等の変更や新規事項が発生した場合は、随時御報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

○竹内委員 結構関心を持っている人がいるんですよ。それでドライバー募集のことと、それからドライバーになるためには、性別とか年齢とか、そういう

のはどうなっているのか。性別、年齢、後は募集するという以上は、先ほど広報か何かで知らせると言ったけど、目標どのぐらい人数を土浦市の場合は予定しているのかな。

○鈴木都市計画課長 こちらのライドシェアにつきましては、26台の募集をかけたいと。現在、4市で話し合っ、システム会社も一緒に入って協議をしているのですが、大体土浦市の人口規模で26台の車があれば成立するだろうというところで、今のところ26台で想定しております。以上です。

○竹内委員 年齢とかそういうものは関係ないのね。

○鈴木都市計画課長 確かに基本大丈夫だと思うのですが、一般的には研修も行う予定というところなので、そこで適正でなければ、出来ないっていうところは生じてくるのかなと考えております。以上です。

○下村委員 料金の1回600円という運賃ですね。これは土浦市ののりあいタクシーと同じだと言っていましたけれど、これ範囲は決まっていなくて、つくば市に行ってもいいんだという、この中で言う。この中だけちょっとお願いします。

○鈴木都市計画課長 色が塗られた部分に、土浦市とつくば市の下広岡の部分があります。ですので、例えば国分町の方が下広岡に行きたいという場合は、当然行くのも可能で、料金は600円でございます。それと、例えば永国町の方がTXつくばに行きたい、学園並木に行きたいっていう場合も、ここは指定なので、ほかには行かないですが、ここに限っては、利用は可能で、600円で行けるということで想定しております。以上です。

○平石委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑭土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施について、説明をお願いいたします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。2ページをお願いいたします。令和2年度に行いました川口二丁目地区市有地におけるサウンディング型市場調査につきましては、新型コロナの影響が大きく、事業者の公募までには至りませんでした。今回改めて民間事業者の意見を伺うべく、茨城県が管理する土浦港を含めた形で、県と共同によりサウンディングを実施するものでございます。要領の公表は9月20日を予定してございます。サウンディング実施は11月に実施しまして、結果の公表は年末までに行いたいと考えております。今回の調査の内容でございますが、事業を提案する区域、施設の種類、規模、整備イメージ、マリーナ事業の運営内容、こういったことを調査させていただ

きたいと思っています。今後の予定といたしましては、サウンディングの調査の結果を公表した上で、公募に向けて進めてまいりたいと考えております。資料の3ページを御覧いただければと思います。今回地区を分けてございますが、BとC地区は土浦市所有の地区でございます。AとD地区は茨城県が施設所有者となっております。C地区以外は単独での提案も受け付けてございまして、例えば組み合わせAとBだったり、BとDだったり、純粹にA地区だけという場合も受け付けるようにさせていただきたいと考えております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

○下村委員 サウンディング調査をして、コロナ禍だったからあまり出来なかったよっていう話ですね。依頼をしてもね。ここの土浦港って、安全祈願祭に行ったら臭かったよね。そこの所に来るのかという。もっと国に働きかけて、そこの水の循環を、この事業に絡めて、水を綺麗にするというようなことも考えていかないと。ここの所をサウンディング調査したって、来てくれる業者はそういったことを全体的に考えて、判断してくると思います。そうすると、周辺の環境整備を土浦市が全体的に考えていかないと。来てくれと言ったって、調査をしたって、難しいというところもあるのかなと思います。これ私の素直な意見。それとB地区にあるラクスマリーナもしっかり整備をしてあげないと無理だと感じます。ラクスマリーナを管理してもらっている人たちだって、オーナーになって、本当は素晴らしい権利があるのに、ここへ来ると何か同じではないって、そういう判断をされる方が多いわけ。だから、100パーセント出資している土浦市がラクスマリーナの整備も考えた上で、環境整備等をしてあげないと来れないような気がしますよ。その辺のことを、御検討いただきたいということで、飯泉部長にもよろしくお願ひします。私の要望をというより、これは市のこと考えれば、そういうことをやってかないといけないと思うので、御意見いただきたいと思います。

○飯泉都市政策部長 川口二丁目の関係でサウンディングについて、いろいろと考えることがあるのではないかということで、例えば霞ヶ浦の水質浄化。おっしゃるとおりで、ここ数年、霞ヶ浦でアオコの発生も少しは抑えられてきたと思い、見てきたところ、今年はこの異常気象の影響なのか、また以前に戻ってしまったような形で、心配している部分もあるのですが、こちら水質浄化については、もちろん市としても、長年の土浦市民の悲願でもありますので、働きかけも含めて、取り組んでいきたいと考えてございます。ラクスマリーナに

つきましても、おっしゃるとおり、非常に素晴らしい施設である一方で、今のままで良いのかというのもあると思います。ただ、土浦市としてもラクスマリーナ事業については、継続していききたいという部分も、環境学習みたいなものもごございますので、そういったものも含めて、民間の方にどういった提案をいただけるのかというものも今回のサウンディング調査で確認をしたいと思います。いずれにしても、市民の皆様幅広く開放するという事で、土浦市の一番の魅力ある部分の一つでもございます。平成22年に用地も取得して、多くの市民の皆さんに交流の拠点として、賑わいを作っていきたいということで、これまでも市で考えてまいりました。その場所については、引き続き何とかしていきたいと考えておりますので、皆様から引き続き、御意見いただきながら、ぜひまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○海老原委員 3ページのB地区。もうこれが大丈夫となった場合には、出初式の放水は出来なくなるの。

○福澄都市整備課長 これからの提案によりますので、ほかの人が全く使用出来ないかという、また別の問題でございますので、今後詰めていきたいと思っています。

○島岡委員 私の記憶では、このD地区のネーミングライツで、きららテラスっていう名前がある会社が取ったのを、それはご存知ですよ。

○福澄都市整備課長 はい。

○平石委員長 確認ってことですね。そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑮本郷道踏切の拡幅工事について、説明をお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。⑮本郷道踏切の拡幅工事について、御説明いたします。2ページをお願いいたします。場所につきましては、荒川沖駅のすぐ南側に位置しており、荒川沖小学校の通学路にもなっております。3ページをお願いいたします。JR常磐線の本郷道踏切の歩道設置につきましては長年懸案となっており、踏切に接続となります前後30メートルから50メートルの区間におきまして、現況幅員5.5メートルから計画幅員7.5メートルの拡幅に必要となる用地買収に見通しが立ったため、今後JR水戸支社と施工協定の準備を進めるため、産業建設委員会の委員の皆様にご報告させていただきます。現在、前後の市道に歩道を設置するための用地買収につきましては、全て完了しており、歩道につきましては、西側の東京方面側に設置する計画となっております。今後の予定でございますが、本年度JR水戸支社

との打合せを進め、12月議会にて施工協定の締結を目標とし、令和7年度にJRにおいて、踏切内の工事のための設計を実施し、令和8年度にJRが踏切内の工事、土浦市において前後の市道の改良工事を計画しております。なお、改良工事までの期間、前後の市道におきましては、用地買収が完了した所について、暫定整備ではありますが、道路を拡幅し、子ども達や踏切を利用する人達の安全を図ってまいります。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 以上で、所管の執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。資料は特にございません。明後日8月28日にプレスリリースする案件について、委員の皆様には事前の説明で御報告でございます。その内容でございますが、今年の土浦全国花火競技大会におきまして、茨城県と旅行会社のほうから要望がありまして、VIP席を試験的に用意するというを行っております。うちとしましては、試験的な試みですので、プレス発表を当初考えていなかったのですが、茨城県のほうから、JRで開催しましたディステーションキャンペーンの、今年はアフターDCという年になりまして、そこの目玉にしたいというような要望がありましたので、今回はプレス発表させていただくということでございます。それからもう一つですが、現在土浦イオンに御協力いただいて、花火の模造玉をイオンの通路のほうに設置しておりますけれども、最後に大きいモニュメントを、大体高さ2メートルを越すような大きいモニュメントが、29日金曜日の午前中に設置する予定でございますので、機会ございましたら委員の皆様、御覧いただければと思っております。御報告は以上です。

○鈴木都市計画課長 追加で申し訳ございません。つちまるバスの運行ルート等につきまして、変更がありましたので、報告いたします。資料はサイドブック一番下になります。追加資料、つちまるバスの運行ルート等の変更についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。はじめに、中村南、西根南のつちまるバスの変更となります。こちらは停留所の廃止1か所、移設1か所の報告となります。3ページをお願いいたします。こちらのルート図の上、赤く示した部分、こちらが今回の変更した停留所となります。この詳細が5ページになりますので、5ページをお願いいたします。一つ目、西根南二丁目東の廃止です。こちらにつきましては、道路の幅が非常に狭いことから、利用者の

安全確保のため、住民の協力を得まして、空き地となっていた敷地内に停留所を設置しておりました。しかし、この度この土地を使用することになりました。それに加えまして、もともと当該停留所の利用者数が極端に少ないことから、区長及び地元協議会において協議し、廃止することとなりました。二つ目は中交差点の移設です。こちらは、パニックボウルつくばの向かい、昔ローソンがあった敷地内に、こちらも私有地の土地をお借りして、停留所を設置しておりましたが、新たに土地を利用して建物を建てるとのこと、今後工事車両等が入ることと、駐車場の一部を停留所にするに、協力いただくことも難しいということから、移設するものでございます。こちらは、国道沿いの以前路線バスが使用していたバス停跡地がありまして、そちらを利用して設置いたします。つづきまして、右糸のつちまるバスの変更です。7ページをお願いいたします。こちらは、停留所の廃止3か所、新規2か所、移設4か所の報告でございます。8ページをお願いいたします。こちら赤く示した部分が変更した部分となります。詳細につきましては、10ページをお願いいたします。はじめに、停留所の廃止でございます。右糸ルートは運行距離が長いため、中村南・西根南ルートと比べ所要時間も掛かっていました。そのため、時間短縮を図るため、利用者数やルートを検討してまいりました。そうしましたら、国道125号バイパスの北側部分の3か所の停留所につきまして、こちらの右糸一区になるのですが、この3か所の停留所の利用が少ないこと、廃止することで時間短縮を図れること、さらに、この地域は荒川沖駅から土浦駅行きの路線バスがあることを理由に廃止するものです。こちらの廃止につきましては、地元の住民の所へ戸別訪問をし、意見を聴取し、地元の住民にも理解をいただいたほか、区長及び地元協議会において協議し、承認を得ております。11ページをお願いいたします。新規停留所の設置でございます。一つ目の荒川沖東一丁目につきましては、荒川沖駅から、次の停留所であるヒロテナント前という所なのですが、そこから右糸三区まで停留所がございませんでした。利用者増ということで、ルート上の荒川沖東の住民にも利用してもらえよう新たに設置するものでございます。また、二つ目のジョイフル本田でございますが、地元協議会から、ジョイフル本田を停留所にしたほうが、利用率が上がるのではとの意見が多かったため、ジョイフル本田を新たな停留所として設置する予定でございます。しかしながら、ジョイフル本田を停留所とすることで、先程説明しました停留所を廃止しても、所要時間が現在よりも掛かってしまうため、次の停留所を移設することで、時間短縮を図っております。そちらが12ページとなります。12ページをお願いいたします。まりやま団地、まりやま新町につき

ましては、団地内を通過するルートを採用しておりましたが、大通りへの移設することによって、時間短縮を図っております。つづきまして、13ページになります。こちらはクスリのアオキと佐久間商店、この二つの停留所を一つにまとめたものでございます。クスリのアオキ、店の前まで行っていましたが、大通り沿いに持つてくることで、時間短縮を図ったというところでございます。いずれの停留所につきましても、地元協議会、地域公共交通活性化協議会において承認され、8月末から9月初旬には運輸局のほうへ変更申請を提出する予定であります。その後、変更申請の許可がおりましたら、両ルートともに、11月頃には住民への周知、来年1月に新たなルートで運行を開始する予定であります。なお、ダイヤにつきましては、今回の停留所の廃止、新設、移設により、出発時刻と到着時刻の変更はありません。説明は以上でございます。

○和田水道課長 水道課でございます。停電に伴う断水につきまして、口頭のみでございますが、御報告させていただきます。先日の8月24日、土曜日の午後3時40分頃の雷による、大岩田配水場の停止により、当該配水区域でございます、天川地区や永国地区周辺から小松地区周辺など、約9,000世帯と広範囲にわたって断水が発生し、住民の皆様大変御迷惑をおかけしたものでございます。原因につきましては、落雷などによる停電が発生した際には、自家発電機の稼働による運転を行っており、本年の5月31日の雷による停電の際には、自家発電機が正常に稼働しましたことから、断水には至りませんでした。この度の停電の際には、自家発電機を動かすためのバッテリーの故障などから、運転が出来ず、午後3時40分頃から6時10分頃までの約2時間半にわたり、水の供給が出来ない状況となったものでございます。配水場の運転につきましては、毎年、急遽の停電などを想定した年次点検を行っており、大岩田配水場の点検につきましては、昨年12月4日の点検により、問題がないことを確認してございましたが、このような事態が発生した状況でございますので、引き続き不良が疑われる箇所や老朽箇所の更新につきまして、年次計画により進めてまいりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

○下村委員 ただ今の報告で、商用電源が遮断されるというか、停電になった時は、自動切替で発電機のほうへ行くシステムになっていると思うのですが、そこを確認したいので、どういう状況なのか教えてください。

○和田水道課長 下村委員がおっしゃったとおりでございます。商用電源が停止した際には、自動的に自家発電機のほうへ切換えになるようなシステムを

組んでおります。ただし、今回そちらの自動でいくシステムに送っている電気の供給元のバッテリーが故障ということで、それが上手く作動しなかったということが一番の原因でございました。

○**下村委員** それは点検をしていなかったということ、要するに、していないと同じなんだね。いわゆる直列でのバッテリーなのかな、常に発電機を動かすためのバッテリーっていうのが。そこら辺の点検が悪かったのか、経年劣化で交換時期だったのか、そういったことを追求して、是正していかないと、今後また9,000世帯とか、そういう所に病院があって、人工透析や手術をしているといたら大変なことになっちゃう。だから、水道の大切さというのはそういうところにあるんだろうと思います。だから、自家発電機が動かなかったっていうことは今後ないように、きちんとしていただきたいと思います。

○**和田水道課長** 下村委員がおっしゃるとおりでございますので、今後点検の強化を図ってまいりまして、このようなことがないようにしていきたいと思っております。

○**今野副委員長** 配水場の件ですが、私のアパートも止まりました。慌てて大岩田配水場に電話を掛けたのですが、出てくださった職員の方が非常に混乱している中にも関わらず、丁寧に分かりやすく、簡潔に説明していただきました。ありがとうございます。私は小松ですが、同じ地内でも水が出ている所は結構あるんですよ。なので、少し離れた所とかならば、理解は出来ますが、どういった原因で、近い所でも水が出ていたり、止まっていたりということがあるのか教えていただけますか。

○**和田水道課長** 水道水につきましては、大岩田配水場とか右糸配水場もですが、高い位置に設置されておりますので、近隣の所でも、標高の低い所は水が出やすい状況になります。ただ、高い所につきましては、水槽から水を送っていますので、なかなか水が行きにくいというのがあって、その地形によっても、水が断水でも出る所、出ない所が出てくるということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○**吉田委員** 花火のVIP席の件ですが、この間、大洗の花火の時は100万円の席があると町長がお話していたのですが、今回はどのような感じの内容になるのか、口頭でも良いので、分かる範囲で教えてください。

○**沼尻商工観光課長** 現在、旅行会社2社、手を挙げていただいております、JTBロイヤルロード銀座、三越伊勢丹ニッコウトラベルということで、それぞれ栈敷の一区画、番号が付いていますが、大体190マスぐらいある部分を全て使って、旅行会社に100万円で、中に何名入れるのかというのはお任せ

をしております。現在 J T B のほうは 1 0 席、ニッコウトラベルのほうは 1 6 席ぐらいでやろうかなということですが、2 社なので、全部使いきれないので、半分はふるさと納税の席にしようかなと考えているところでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。V I P 席が、ほかの花火大会でもやっていて、専用のトイレがあったり、御飯が付いてきたりとかで、それで凄い集客をしているという話を聞いているので、旅行会社もですが、市でも何か。今度は記念がきますし。あと、この間ドローンとか使っているとかがありましたね。そういうのも調査研究していただきながら、付加価値を付けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○今野副委員長 吉田委員と同じで、花火の件ですが、V I P 席というのは、今の段階で、どのくらいゴージャスな感じで計画をなさっているのですか。

○沼尻商工観光課長 レイアウト的なものは旅行会社に全てお任せしておりますが、うちのほうで準備するのは、今は下にブルーシートを敷いてあるので、そこを人工芝にするのかどうかとか、あとは通常のソファーだと雨に濡れたりするのもあるので、大きいリクライニング式のやつを使えばいいのかなというところです。あとはもう旅行会社のほうで食事とか、そういったもののグレードアップすることなどは全部お任せしている状況です。

○平石委員長 そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、行政経営課長から⑩「土浦市公共施設等再編・再配置計画」に係る進捗状況等について、説明をお願いします。

○天貝行政経営課長 行政経営課です。資料を⑩をお願いいたします。2 ページになります。公共施設等再編・再配置計画関連の進捗状況について、3 点御報告させていただきます。施設総量 3 0 パーセント縮減を目指すための実行計画を策定している中で、先行して方針決定しました 1 0 施設を除いた 1 7 8 施設について、配置方針の策定作業を現在進めているというものでございます。その中で大きな 1 番でございます。課題のある施設を「検討対象施設」として選定するとともに、今後の配置方針の作成フローを外部委員で構成します策定委員会にお示ししまして、了承をいただいたところでありますので、御報告させていただきます。別資料になりますが、資料⑩-1 をお願いいたします。1 ページ目です。課題のある施設を選定するに当たりまして、左側の四つの分析項目、「設置目的の妥当性」。こちらについては、既に目的を達成しているかどうかの分析などでございます。それから「利用状況」「コスト」それから「建物の機能」いわゆる老朽化の状況になります。それらの状況により分析を行った

ものでございます。その結果を一覧にまとめたものが4ページでございます。記載の29の施設で課題があるというもので、分析の結果、一つでも分析項目欄にバツ印が付いた施設を選定したものです。大きなものを説明してまいりますと、1番の亀城プラザにつきましては、利用率があまり良くないということと、一番右側に記載のように建物が老朽化41年を経過しているという課題があるというものです。それから4番の二中地区公民館と7番の新治地区公民館は、同種施設と比較しまして利用率が課題であるというものです。5番の三中地区公民館につきましては、築年数が41年で課題があるというものでございます。11番から13番の老人福祉センターにつきましては、目的に三角が付いておりますが、これは先に示しました、類型別の方向性で温浴施設の今後の在り方について検討すると、方針が示されたことによるものです。5ページ以降につきましては、類型ごとに分析を行ったデータをまとめたものですので、後程御覧いただきたいと存じます。この29施設を今後どのように計画に位置付けていくか、作業を進めてまいります。その進め方のフローを御説明いたします。資料につきましては、一度閉じていただきまして、資料⑩-2をお願いいたします。今後の配置方針の作成フローを、例を用いてイメージで示したものです。1ページ上段が、中学校地区ごとに施設を地図に落とし込み、課題のある施設を検討対象施設として、赤丸で示したものです。この後、検討対象施設に位置付けられた施設の所管課と対応策を協議してまいります。その結果を11月に予定している策定委員会において、下段に記載したように配置方針の原案をコストと共に示してまいります。次のページ、来年2月の策定委員会では、その原案に対する意見を踏まえた上で、下段の表のように集約、複合化や長寿命化、廃止などの配置方針を、実施時期を含めて示してまいります。なお、改修、更新費用が時期的に集中しないよう中段の図のように平準化を図ってまいります。こうして配置方針の素案を取りまとめていくというものでございます。なお、この資料はあくまでも参考として挙げたイメージでありますので、御了承いただきたいと存じます。また資料を閉じていただきまして、資料⑩-4をお願いいたします。報告事項の2点目になります。五中地区の公共施設再編に関する第1回目の意見交換会を行いましたので、その報告と今後の予定について説明させていただきます。こちらの資料につきましては、公共施設再編の進捗状況を住民によく知らせて欲しいという住民の地元の要望を受けまして、五中地区内で回覧するというものでございます。8月1日に、区長をはじめ20名が参加して行いました意見交換会でございます。中段には上大津支所や公民館、神立コミュニティセンター、そして老人福祉センター湖畔荘の利用状況の説明

を行ったものの抜粋を記載しております。下段につきましては、支所機能の公民館への移転案を提示したもので、マイナンバーカードを利用する案と、現在一部郵便局で行っている遠隔通信を利用する案について説明したものです。次のページをお願いいたします。意見交換会で出された主な意見を記したものでございまして、(1)の支所機能の集約方法につきましては、高齢者のマイナンバー利用端末に対する不安感もあることから、意見の一番下に記したように、両方の方法を一定期間併用して、段階的にマイナンバー利用端末に移行してはどうかとの意見もございました。つづいて、(3)の老人福祉センター機能につきましては、利用していないので分からないという意見があったものの、温浴施設の廃止はやむを得ないが、高齢者の憩いの場やコミュニティの場としての機能は必要だとの意見もございました。これらの意見を参考に、各施設の所管課と協議を行いまして、五中地区の公共施設の再編方針案を策定、下段に記載したように、10月3日の第2回意見交換会で示してまいりたいと考えております。なお、上大津公民館に備える機能につきましては、地域住民にアンケート調査をしてほしいとの意見もあることから、次回の意見交換会に間に合わせるべくインターネット環境にて、アンケート調査を行ってまいります。資料につきましては、閉じていただきまして、⑩に戻っていただきたいと存じます。3ページになります。3点目の報告事項となります。中段の大きな3番、公共施設包括管理業務委託についてです。(1)に記載してありますように、市内事業者向けに7月22日に説明会を実施した結果でございまして、106の事業者が出席し、包括管理の概要を説明いたしました。質疑応答の一例を紹介いたしますと、例えば複数年契約している機械警備の業務委託について、来年度から契約を結び直すのかとの質問に対しては、包括管理業者との協議により結び直すのか、或いは現行の契約期間中は包括管理業務委託から外して、新たな契約から包括に加えるのか決めていくと回答したところでございます。いずれにいたしましても、包括管理業者が決定しましたら、改めて包括管理業者と共に具体的な説明をしていきたいと考えてございます。次のページでございまして、包括管理業者を公募型のプロポーザルにより、決定していくスケジュールでございまして、表の2行目に包括管理業務委託の仕様書とプロポーザル実施要領の公表と記載しておりますが、この後説明いたします債務負担行為設定の補正予算を議決いただいた後の9月26日を予定しております。その後、プロポーザルのプレゼンを経て、11月21日までは優先交渉権者を決定し、詳細協議を行った後、来年度当初から導入開始する計画でございまして、なお、スケジュールが若干タイトなことから、応募業者の準備期間確保のため1行目記載の基本

方針（案）を補正予算の議決前ではございますが、8月29日今週の木曜日になりますけれども、公表したいと考えてございます。この基本方針（案）とは対象施設や対象業務、修繕費の実績、包括管理業務委託金額の提案額の上限などでございまして、事前公表をすることにより、多くの事業者からの応募が期待できるものです。このような手法は他の自治体におきましても、取り入れられているものでございますので、御了承いただきたいと存じます。つづきまして、（3）補正予算（案）として上程予定の債務負担行為の設定でございまして、期間は5年間、期間内の限度額は11億5千万円余りでございます。その内訳を表に示してございまして、保守点検等業務費は48施設のこれまで委託しております建物の設備関係の保守点検業務委託費などで、記載の金額は令和6年度の予算案に、年3.6%の物価上昇を毎年見込んだ金額でございまして、各年度の金額にばらつきがありますのは、建物定期点検のように3年に1度の実施が義務付けられている業務があることなどが理由であります。修繕費につきましては、過去3年間の実績の平均額で固定した額を設定するものです。マネジメント経費につきましては、包括管理業者の主に人件費に当たるものでございまして、一番右側の期間計の欄の保守点検等業務費と修繕費の合計額の25%に設定したものです。このように債務負担額の限度額には物価上昇を見込んだ金額を設定いたしますが、今後実際に物価が見込みどおり上昇していくか定かでないことから、プロポーザル実施要領の中で示す事業費につきましては、物価上昇率を見込まない金額としまして、その範囲中で、プロポーザルで金額の提案をしていただきたいと思いますと考えております。説明は以上でございまして、

○平石委員長 ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 最後に委員の皆様から、その他、執行部に対して何か御質問等はございますか。

○今野副委員長 キララ祭りお疲れ様でした。当日暑い中、準備から本当に大変お疲れ様でした。早い時からあの辺を歩きましたが、普段土浦で見かけないような方が非常にいらっやって、パトレイバーに興味ある方がたくさん来てくださっているんだなというのを実感しました。お疲れ様でした。

○平石委員長 そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 それでは、長時間にわたり大変お疲れでございました。以上で産業建設委員会を閉会いたします。